

漢書の刑法志(一)(未定稿)

中国法制史研究会 訳ならびに注

はじめに

本稿は、中国古代の法制史の研究に、特別の関心をもつ同学七人のものが、本年の六月以降、毎週一回以上相寄つて、漢書刑法志の講読と翻訳とを試みてきたその草稿の一部であり、本誌の編輯委員の了解を得て、以下順次本誌に掲載せんとするものである。しかして、その講読と訳出とにあたっては、まづその基礎的な仕事として、われわれの参看し得るかぎりの、そして最少限度必要と認められる諸本について、本文の異同を検出した。

訳出の具体的な方法としては、あらかじめ各人の分担する部分を定めておき、各自、その部分についての訳文を提出し、それをガリ版刷りにして配付し、研究会の当日、それを前にして、訳出分担者その他の研究者との間に、活潑な質疑応答と、忌憚ない批判検討とを試み、必要とすれば、訳出せられた原稿に、加筆や削除はもとより、基本的な修正をも辞せないという方法をとった。そのため最初のうちは、六、七時間を費して、なお数行の訳文さえまとまらず、問題をさらに次回にもちこすといったこともしばしばであった。しかして、かゝる方法による刑法志の訳出は、いまもなお甚だしい難行をつゞけており、ために遅々として進捗しない現状にあるが、誤りすくなきを期する意味で

は、これもまた止むを得ないというべきであろう。かくの如くにして共同に討議し、修正や加筆や削除を経た訳文は、次回の研究会までには、再びガリ版に付して各人に配付し、さらに全体として、すなわち、刑法志本文の前後の関係や、訳文の統一などの考察の資に供するのであるが、現在の過程では、いまだ十分には果し得ない実情にあるといわなければならない。そのためこゝに、訳文の掲載を請うにいたったわけであるが、それは、ひとつにはそれによって、果さんとして果し得ずにいる前記の目的を達せんとするものであり、またふたつには、すくなくともわれわれとしては、慎重かつ正確を期したつもりではあるけれども、なおかつ、すくなくからず存するであろう誤訳や、訳文として意の通じがたいところや、またその不統一や拙劣さ、さらには原文のもつニュアンスの訳出未了の点なども、それぞれ読者の叱正や示教を得て、やがては、より完全なものたらしめたいとの念願にはかならない。

なお、この翻訳に参加せられた諸氏は、いづれもこの方面のエキスパートであり、この翻訳に対しては、それぞれ十分な責任をわかちもたれているのであるが、上記のような理由で、ここでは未定稿として掲載する関係上、しばらくその氏名を伏せておくこととする。

さらに一言しておきたいことは、漢書刑法志のみならず、歴代刑法志類の翻訳や研究は、わが国はもとより諸外国においても、かつてこれを見なかつたのであるが、最近にいたって、

Anthony François Paulus Hulswé: Remarks of Han Law, vols. I. Introductory Studies and Annotated Translation of Chapters 22 and 23 of the History of the Former Han Dynasty. (Sinica Leidensia vol. IX. Leiden "E. J. Brill" 1955)

すなわち前漢書の礼樂志と刑法志との翻訳のうち、その第一巻として、刑法志の翻訳の出されていることが知られるが、われわれはいまだこの書を手に入していない。しかし、いづれの国の、またなんびとによってこの翻訳が試みられようとも、われわれが衆智をかたむけ、また可能なかぎり正確を期したこの翻訳は、甚だしくは遜色のないものであ

るであらうことを自負している。

最後に、この翻訳の凡例に類するものを、二、三条、付記しておくこととする。

本稿は、漢書刑法志の訳注を直接の目的とするものではあるが、そのためには、必然的に諸本の校合を必要とし、結果としては、その定本をも作制するという事になった。その校合に用いたテキストは、左記のとおりである。

景祐本 商務印書館影印

慶元本 劉元起刊 上杉家所蔵

淳熙本 湖北提拳茶塩司刊 静嘉堂文庫所蔵

嘉定本 白鷺洲書院刊 影印 京都大学人文科学研究所所蔵

南監本

汲古閣本 前漢書補注本による

しかして、これらの諸本に文字の異同のある場合は、刑法志原文の該当文字の右側に△印を付し、その下段においてそれを明らかにした。

注は本文の一区切りごとに、一括して記載したが、簡略なもののみは、訳文中に*印を付し、訳文の下段に記することとした。

なおこの漢書刑法志の訳注は、歴代刑法志の訳注の最初の仕事として試みたものであり、さらに第二第三と、刑法志の訳注を行う予定であるが、これはいつに、ハーバード・燕京・同志社東方文化講座委員会の援助によるものである。付記してもって謝意を表する次第である。

内 田 智 雄

夫人宵天地之類、懷五常之性、聰明精粹、有生之最靈者也、爪牙不足以供者欲、趨走不足以避利害、無毛羽以禦寒暑、必將役物以爲養、任智而不恃力、此其所以爲貴也、故不仁愛則不能羣、不能羣則不勝物、不勝物則養不足、羣而不足、爭心將作、上聖卓然、先行敬讓博愛之德者、衆心說而從之、從之成羣、是爲君矣、歸而往之、是爲王矣、

そもそも人間は天地の貌かたちに似ており、仁義礼智信の五常の性をもち、知性が精細かつ純粹であつて、生あるもののうち、最も靈たまれたものである。しかし人間は、その爪や牙は、それでもつて欲望をかなえるには十分でなく、その走る力は、それで危害をまぬがれるには不十分であり、また獸けものや鳥のように、寒さや暑さをふせぐに足る毛も羽ももつてはいない。そのため人間は、必ず物を使役して生存をはかり、智力を用いて体力をたのみとしない。これこそ人間の貴たつとい所以である。だから人間は、仁愛の心がないと、集団生活を営むことができない、集団生活ができないと、物を使役することができない、物を使役することができないと、生活の資が不足することとなる。集団生活をして物資に不足すれば、争う心がおきるようになる。そこで、ぬきんでてまず敬讓博愛の徳を行った上古の聖人には、民衆は悦んでつき従つていった。民衆がそれにつき従つて群(集団)を作りあげる。「群」を作りあげ

△汲古閣本その他には「任智而不恃力」とあるが、景祐本には「仁智而不恃力」とあり、嘉定本には「用智而不恃力」とある。

るから、その人を「君」という。民衆が歸してその人のもとに往く、その人のもとに「往」くから、その人を「王」というのである。

注

(1) 天地の貌に似ており。

応劭の曰く、「頭の円まるきは天に象り、足の方しかくなるは地に象る」と。

(2) 「群」と「君」とは同音であり、「往」と「王」とも同音であるところからこのようにいう。

洪範曰、天子作民父母、爲天下王、聖人取類以正名、而謂君爲父母、明仁愛德讓、王道之本也、愛待敬而不敗、德須威而久立、故制禮以崇敬、作刑以明威也、聖人既躬明哲之性、必通天地之心、制禮作教、立法設刑、動緣民情、而則天象地、故曰、先王立禮、則天之明、因地之性也、刑罰威獄、以類天之震曜殺戮也、溫慈惠和、以效天之生殖長育也、書云、天秩有禮、天討有罪、故聖人因天秩、而制五禮、因天討、而作五刑、大刑用甲兵、其次用斧鉞、中刑用刀鋸、其次用鑽鑿、薄刑用鞭扑、大者陳諸原野、小者致之市朝、其所繇來者上矣、

書經の洪範に、「天子は民の父母と作り、天下の王と為る」とある。聖人は同類のものを持ちいて、物事の本質を正しく表現するもので、天子すなわち君を民の父母といつているのは、仁愛や徳讓が、王道の根本であることを明らかにしたものである。そして、愛は敬をともなつて始めてゆるがぬものとなり、徳は威をともなつて始めて恒久なものとなる。だから礼を制定して敬を崇び、刑を制作して威を明らかにしたのである。聖人はもとより、明哲の性を身にそなえており、必ず天地の心に通じている。だから礼を制し教を作り、法を立て刑を設けるにあたっては、つねに民衆の情に即しながらも、天地の理法に法り象る。それで「先王は礼を立て、天の明に則り、地の性に因る」といわれている。すなわち、刑罰や牢獄の威を立てるのは、天が雷鳴や電光を發し、万物を死滅させるのに似ており、温慈恵和の徳を行うのは、天が万物を生殖し育成するのにならうものである。また書經に、「天、有礼を秩でて、天、有罪を討つ」といつている。だから聖人は、天が礼あるものを秩序づけるのにもとづいて五礼を制定し、天が罪あるものを討伐するのにもとづいて五刑を製作した。すなわち大刑には軍隊を用い、その次は斧や鉞を用い、中刑には刀や鋸を用い、その次は鑽や鑿を用い、薄刑には鞭や扑を用いる。大刑の場合にはその屍を野原にさらし、小刑の場合には市場や朝廷にさらす。刑罰のよつてきたるところは久しい。

注

(3) 「先王は礼を立て、…地の性に因る」。

左伝の昭公二十五年に見える子太叔の言にもとづく。

(4) 刑罰や牢獄の威を立てるのは、…万物を生殖し育成するのにならうものである。

この文もまた上記の子太叔の言にもとづく。

(5) 「天、有礼を秩ついででて」。

書経の臯陶謨こうようぼの文にもとづいている。孔安国は「天、秩ついででて礼あり」と解しているが、こゝでは「天、有礼を秩ついででて」であろう。

(6) 五礼。

顔師古は「五礼」を吉・凶・賓・軍・嘉と注しているが、孔安国は臯陶謨の注で「公・侯・伯・子・男の五等の礼」といふ、その正義にひく王肅の説では、王・侯・卿・大夫・士の礼とあり、鄭玄の説では天子・諸侯・卿大夫・士・庶民の礼となっている。

(7) 五刑。

こゝにいう五刑の内容は、刑法志の下文に説明がある。なお古代の五刑には諸説があるが、書経の呂刑に見える墨いれずみ・劓き（はなぎり）・剕ひ（あしぎり）・宮男は去勢、女は幽閉・大辟死刑が代表的なもので、隋唐以後では、笞・杖・徒・流・死をもって五刑とされている。

(8) 大刑には軍隊を用い、…薄刑には鞭や扑を用いる。

これは国語の魯語上の文にもとづいている。「大刑用甲兵」を「大刑には軍隊を用い」と訳したのは、下文に天子の征討を刑罰の一種としているからである。「斧や鉞を用いるのは、軍事刑罰としての腰斬をさす。」「刀」は宮刑や斬首に用い、「鋸」は剕の刑に用いる。「鑽」は膝蓋骨を除去する臏刑に用い、「鑿」は黥刑すなわち墨刑に用い、それひた額などに切り傷をつけて墨をぬりこむ。「鞭」は革のむち、「扑」は木のむちであろう。

(9) 大刑の場合には…市場や朝廷にさらす。

漢書の刑法志(一)

これも魯語の文のつづきで、その韋昭の注によると、大刑は甲兵・斧鉞、小刑は刀鋸以下の刑で、大夫以上の死刑になったものは朝に尸まらし、士以下は市に尸すとある。

自黃帝有涿鹿之戰、以定火災、顓頊有共工之陳、以定水害、唐虞之際、至治之極、猶流共工、放讎兜、竄三苗、殛鯀、然後天下服、夏有甘扈之誓、殷周以兵定天下矣、天下既定、戢臧干戈、教以文德、而猶立司馬之官、設六軍之衆、因井田而制軍賦、地方一里爲井、井十爲通、通十爲成、成方十里、成十爲終、終十爲同、同方百里、同十爲封、封十爲畿、畿方千里、有稅有賦、稅以足食、賦以足兵、故四井爲邑、四邑爲丘、丘十六井也、有戎馬一匹、牛三頭、四丘爲甸、甸六十四井也、有戎馬四匹、兵車一乘、牛十二頭、甲士三人、卒七十二人、干戈備具、是謂乘馬之法、一同百里、提封萬井、除山川沅斥[△]、城池邑居、園囿術路、三千六百井、定出賦六千四百井、戎馬四百匹、兵車百乘、此卿大夫采地之大者也、是謂百乘之家、一封三百一十六里、提封十萬井、定出賦六萬四千井、戎馬四千匹、兵車千乘、此諸侯之大者也、是謂千乘之國、天子畿方

△汲古閣本では「賦」が「租」になつてゐる。

△汲古閣本その他には「沅斥」となつてゐるが、王念孫(讀書雜誌 漢書第四)に従つて「沅斥」の誤りとした。「沅」は大沢または塩沢、「斥」は塩分を含んだ土地。

千里、提封百萬井、定出賦六十四萬井、戎馬四萬匹、兵車萬乘、故稱萬乘之主、戎馬車徒、干戈素具、春振旅以搜、夏拔舍以苗、秋治兵以獮、冬大閱以狩、皆於農隙以講事焉、五國爲屬、屬有長、十國爲連、連有帥、三十國爲卒、卒有正、二百一十國爲州、州有牧、連帥比年簡車、卒正三年簡徒、羣牧五載大簡車徒、此先王爲國立武足兵之大略也、

むかし黄帝は涿鹿で戦つて火の災をおさめ、顓頊(せんぎよく)は共工と戦つて水の害をおさめた。⁽¹⁰⁾唐・虞のころは、この上ない太平の時代であつたが、それでもなお、共工を流し、謹兜(かんとう)を放ち、三苗(さんびょう)を竄(お)い、鯀(こん)を殛(つみ)し、⁽¹¹⁾そこではじめて天下が服従した。夏の時代に甘(かん)の野で誓つて扈(こ)と戦つたことがあり、殷も周も武力で天下を平定した。天下が平定したのちは、干(た)や戈(ぼ)をおさめ、文徳をもつて教化したが、それでもなお、司馬(しば)の官を設け、六軍の兵を置き、⁽¹²⁾井田(せいでん)にもとづいて軍賦を制定した。一里平方の土地を井(せい)とし、十井を通とし、十通を成とした、成は十里平方である。十成を終(しう)とし、十終を同とした。同は百里平方である。十同を封(ほう)とし、十封を畿とした。畿は千里平方である。これをもとにして税と賦とが課せられた。税は食糧を充足させるためのもので、賦は軍備を充実させるためのものである。⁽¹³⁾賦についていうと、四井を邑とし、四邑を丘(きう)とする、丘は十六井で、そこから軍馬一匹と牛三頭を出させ

る。四丘を甸とする、甸は六十四井で、そこから軍馬四匹・兵車一乘だん・牛十二頭・甲士三人・步卒七十二人を出させ、それには干たてや戈ほこも備そなわっている。かく一甸から、兵車一乘だんと軍馬四匹を出すところから、これを乘馬の法(16)というのである。一同は百里平方で、全部で一萬井であるが、山や川、沼沢やアルカリ地帯、城や堀、住宅地域、野菜畑や牧場、道路などの面積三千六百井を除くと、賦を出すべき土地は六千四百井で、軍馬四百匹、兵車百乗を出すことになり、これは卿大夫の食邑(16)の大きなものである、それを百乗の家という。一封は三百十六里平方で、全部で十萬井であるが、賦を出すべき土地は六萬四千井で、軍馬四千匹、兵車千乗を出すことになり、これは諸侯の大きなものである、それを千乗の国という。天子の直領地の畿は千里平方で、全部で百萬井であるが、賦を出すべき土地は六十四萬井で、軍馬四萬匹、兵車一萬乗を出すことになる、だから萬乗の主という。このようにして軍馬や兵車や兵員が整い、それには干たてや戈ほこも備そなわっている。そして春には搜そうという狝かりをして凱旋がいせんの演習をし、夏には苗ひょうという狝かりをして露營の演習をし、秋には獮せんという狝かりをして出陣の演習をし、冬には狩という狝かりをして大閱兵式を行う。いずれも農業のひまな時を選んで軍事訓練をする。五国を属ぞくといふ、属ぞくには長を置く。十国を連れんといふ、連れんには帥すいを置く。三十国を卒そつといふ、卒そつには正を置く。二百十国を州しゅうといふ、州しゅうには牧を置く。連の帥すいは年ごとに兵車の検閲をし、卒の正は三年ごとに兵員を検閲(17)し、州の牧は五年ごとに兵車と兵員との大検閲をする。これが、先王が国を治めるにあたり、武の道を立て、軍備を充実させたあらましである。

(10) むかし黄帝は……水の害をおさめた。

これらの説話は、文献によって種々雑多であるが、淮南子兵略訓には、炎帝が火の災を起したので、黄帝が涿鹿の野で戦ってこれを禽とりこにし、共工が水の害を起したので、顓頊がこれと戦って誅したことがみえている。

(11) それでもなお、共工を流し、……鯀を殛し。

これは書経の舜典の文にもとづいている。「共工」「謹兜」「鯀」は堯帝の臣、「三苗」は国の名、いずれも良からぬ行いがあったので、舜帝によって追放せられた。「流」「放」「竄ざん」「殛きよく」は、みな罪を誅せめて遠隔の地に流し移すことを意味し、修辭的に文字を異にするにすぎない。たゞ流・放・竄・殛の記載の順序は、罪の重いものがさきに書かれているとされている。なお、刑法志はこの共工を、上記の黄帝の時の共工と別人として述べており、書経の孔安国や鄭玄の注では官名となっているが、この両者には伝説上の関係がないでもない。詳しくは堯典・左伝文公十八年、国語周語下などをあわせ参照されたい。

(12) 夏の時代にも……戦ったことがあり。

夏の王の啓が、有扈という国と甘の平原で戦ったが、戦うにさきだち、部下の將に信賞必罰の誓いをした。そのことばが書経の甘誓である。こゝでは甘誓を証拠として、夏の時代にも戦争のあったことを述べている。

(13) それでもなお……六軍の兵を置き。

「司馬」は軍政を掌る官、一万二千五百人で一軍を構成し、天子は六軍をもつとされる。

(14) 税は食糧を……賦は軍備を充実させるためのものである。

漢書の食貨志に「賦あり税あり、税は公田の什十の一、および工商衡虞の入をいふなり、賦は車馬甲兵士徒の役に共供し、府庫賜予の用に充実す。税は郊社宗廟百神の祀、天子の奉養、百官の禄食、庶事の費に給す」とある。なお刑法志では、税のことは食貨志にゆづつて、賦だけについて述べている。下文が賦の説明である。

(15) 乘馬の法。

これには諸説あつて明らかでないが、刑法志では、一旬から兵車一乘と四馬を出すから乗馬の法と解しているようである。

(16) 食邑。

卿大夫が君主からあたえられたものではあるが、その租税を収入とするだけで、土地・人民に対する領主権をもたないもの。公羊伝襄公十五年の何休の注参照。

(17) 連の帥は……兵員を檢閲し。

王引之(經義述聞卷二四)は、刑法志に「連帥比年簡車、卒正三年簡徒」とあるは、「連帥比年簡徒、卒正三年簡車」の誤りであるとしている。

周道衰、法度墮、至齊桓公、任用管仲、而國富民安、公問行伯用師之道、管仲曰、公欲定卒伍修甲兵、大國亦將修之、而小國設備、則難以速得志矣、於是乃作內政、而寓軍令焉、故卒伍定虜里、而軍政成虜郊、連其什伍、居處同樂、死生同憂、禍福共之、故夜戰則其聲相聞、晝戰則其目相見、緩急足以相死、其教已成、外攘夷狄、內尊天子、以安諸夏、齊桓既沒、晉文接之、亦先定其民、作被廬之法、總帥諸侯、迭爲盟主、然其禮已頗僭差、又隨時苟合、以求欲速之功、故不能充王制、二伯之後、寢以陵夷、至魯成公作丘甲、哀公用田賦、搜狩治兵大閱之事、皆失其

△汲古閣本では「齊桓」が「齊威」になっている。

正、春秋書而譏之、以存王道、

周の政治が衰え、制度がくずれた。齊の桓公の時、管仲を任用し、国が富み、人民の生活が安定した。そこで桓公は、いかにして覇道を行い、武力を行使すべきであるかをたずねた。管仲がいうに、「公が部隊組織を定め、兵器を整えようとするれば、大国は同じようにこれを整えるであろうし、小国は守備を固める。そうなる」と、にわかには志を達することがむづかしい」と。そこで、国内の政治制度を定めて、これに軍事制度を織りこんだ。そのため部隊組織は、住んでいる土地ですでに確立し、城外に出れば、そのまま軍事体制ができあがった。すなわち五人組や十人組を組織して、平素、無事な時も、不幸のあった時も、苦楽を同じくし、禍福を共にした。だから夜たたかう時は、その声があがいにきこえ、昼たたかう時は、たがいに寄りそって身近かにおり、危急の際には、命をすてあうこともできた。このような教令が十分に成果をあげたので、外は夷狄をしりぞけ、内は天子をたつとび、かくして中国を安んじた。齊の桓公がなくなったのち、晋の文公がついであらわれたが、彼もまた、まずその人民を秩序づけて、被廬(18)の法を作り、諸侯を統率し、かわって盟主となった。しかしその礼制は、甚だしく身分にはづれたものであり、またその時の便宜にしたがい、速に功をおさめようとしたもので、そのため、先王の制度に合致することができなかつた。この二人の覇者ののちになると、制度は次第に

くずれてしまった。魯の成公が丘甲の制度⁽¹⁸⁾をはじめ、哀公が田賦⁽²⁰⁾を用いるようになって、狩猟・演習・大簡閲の行事は、みなその正しさを失ってしまった。春秋はこのことを記録して譏^{そし}り、それによって先王の正しい道を保存している。

注

(18) 被廬は晉の地名で、こゝで晉は狩獵をし閲兵を行い、三軍を作り、元帥を誰にするかを評議し、かくしてその政令をあらたにしたので、これを被廬の法という。ちなみに春に狩獵をし閲兵を行うのを「蒐」という。左伝僖公二十七年を参照。

(19) 丘甲の制度。
左伝成公元年に見える。さきの本文の如く、丘は十六井で、甸はその四倍の六十四井である。そして丘の田賦は、戎馬一匹と牛三頭のみであるのに対して、丘に甸の賦、すなわち四倍の軍賦を課する制度をいう。

(20) 田賦。
これには異説がある。左伝哀公十二年の杜注によれば、丘賦の法では、土地と家財とを通じて馬一匹を牛三頭とを出すこととなっていたが、いまや土地と家財とを別々に、おのおのひとつの賦とするようになった、だから田賦という⁽¹⁹⁾と述べており、穀梁伝では、古来の税法たる井田制にもとづき、公田の十分の一を課するのが正しいのに、土地と家財とにそれぞれ賦を課するのは、民を苦しめる過重な税法であると述べている。公羊伝の何休の注もほゞこれと同じである。

於是師旅亟動、百姓罷敝、無伏節死難之誼、孔子傷焉曰、以不教民戰、是謂棄之、故稱子路曰、由也、千乘之國、可使治其賦也、而子路亦曰、千乘之國、攝虜大國之間、加之以師旅、因之以饑饉、由也爲之、比及三年、可使有勇且知方也、治其賦兵、教以禮誼之謂也、

このようにして、軍隊は屢々出動し、人民は疲れきって、節義のために身をさげ、国難のために死のうとする心がなくなってしまった。孔子はこれを悲しんで、「教えざる民を以って戦う、これこれを棄つ⁽²¹⁾という」といつている。だから孔子は子路を評していうのには、「由や、千乗の国、その賦を治めしむべきなり⁽²²⁾」と。そして子路もまた、「千乗の国、大国の間にせまられ、これに加うるに師旅をもつてし、これに因ぬるに饑饉をもつてするも、由やこれを治むれば、三年におよぶころはい、勇ありかつ方を知らしむべきなり⁽²³⁾」と述べている。つまりこれは、軍政をおさめるのには、礼讓仁義を教えねばならぬということである。

注

(21) 「教えざる民を以て……これを棄つという」。

論語子路篇に見える孔子のことば。教えざる民とは、教化をうけていない民。孔子は同じ篇で、「善人、民を教うることを七年、また、以て戎に即かしむべし⁽²⁴⁾」ともいつている。

(22) 「由や、……治めしむべきなり」。

論語の公治長篇に見える。由は子路の名。賦を治めるとは軍政をとること。

(23) 「千乗の国……方を知らしむべきなり」。

論語子路篇に見える。

春秋之後、滅弱吞小、並爲戰國、稍增講武之禮、以爲戲樂、用相夸視、而秦更名角抵、先王之禮、沒於淫樂中矣、雄桀之士、因執輔時、作爲權詐、以相傾覆、吳有孫武、齊有孫臏、魏有吳起、秦有商鞅、皆禽敵立勝、垂著篇籍、當此之時、合從連衡、轉相攻伐、代爲雌雄、齊愍以技擊疆、魏惠以武卒奮、秦昭以銳士勝、世方爭於功利、而馳說者、以孫吳爲宗、時唯孫卿明於王道、而非之曰、

春秋ののち、強国は弱国を滅ぼし、大国は小国を併吞し、どの国も戦いを事とするようになり、次第に武事を演習する儀礼をふやしていき、それを遊戯音楽に仕立ててみせびらかしあった。そして秦では、これをあらためて角抵と名づけた。この

ようにして先王の礼も、いまは道に外れた戯樂のひとつになりはててしまった。才力の人にすぐれたものは、時勢に便乗して権謀詐術をあみ出しては、相手を打ちたおそうとした。すなわち呉には孫武*があり、斉には孫臏*があり、魏には呉起*、秦には商鞅*があつて、いずれも敵をとりこにして勝をおさめ、その兵法を書物に著して後の世に伝えた。この時にあつて、諸国はあるいは合従し、あるいは連衡し、いよいよたがいの攻伐が激しくなり、かわるがわる勝者となり敗者となつた。そして齊の愍王*は技撃の兵をもつて強く、魏の恵王*は武卒をもつて勢いふるい、秦の昭襄王*は銳士をもつて勝利を得た。当時の人は、誰でもみな手柄を立てて利益を得ようと競い、遊説を事とする人たちは、孫武・孫臏や呉起などを元祖としてあがめた。時に、孫卿だけはよく王道をわきまえていて、これを誹つて次のように述べている。

注

(24) 角抵。

両々相あたり、力や技芸射御などを較べる遊び。角抵の名は史記の李斯伝にも見える。

(25) その兵法を書物に著して。

漢書芸文志の兵家の条に、呉孫子兵法八十二篇、齊孫子八十九篇、公孫鞅二十七篇、呉子四十八篇等がある。

(26) 合従。

従は縱、中原の六国が縱に同盟して秦にあたる策。蘇秦がこれを説いた。

(27) 連衡。

*孫武。

齊の人、呉王の闔閭に仕え、兵法をもつて知られる。

*孫臏。

孫武数世の孫といわれ、兵法を学び、のち齊の威王に仕えた。

*呉起。

衛の人、のち魯にいつて兵法を学び、去つて魏に仕え、のちまた楚に奔つた。いくところ皆その国を強大ならしめた。

*商鞅。

衛の公子、姓は公孫、商はその封邑の名にちなむもの。はじめ魏の公叔痤に仕え、のち秦の孝公に仕えて、政治上の大変革を行い、秦をして大いに富強ならしめ、その功によつて商の君に封ぜられた。

*愍王。史記の六国年表によれば

その在位は323—284 B. C.

*恵王。在位は370—335 B. C.

*昭襄王。在位は306—251 B. C.

*孫卿。荀子のこと。

衡は横。中原の六国が秦と横に連なつて秦に従属する策。秦の惠文王に仕えた張儀がこれを説いた。

彼孫吳者、上執利、而貴變詐、施於暴亂昏媾之國、君臣有間、上下離心、政謀不良、故可變而詐也、夫仁人在上、爲下所仰、猶子弟之衛父兄、若手足之扞頭目、何可當也、鄰國望我、歡若親戚、芬若椒蘭、顧視其上、猶焚灼仇讎、人情豈肯爲其所惡、而攻其所好哉、故以桀攻桀、猶有巧拙、以桀詐堯、若卵投石、夫何幸之有、詩曰、武王載旆、有虔秉鉞、如火烈烈、則莫我敢遏、言以仁誼綏民者、無敵於天下也、

あの孫武や吳起などは、形勢に乗じ利益を重んじ、謀略を用い詐術を行うことをたつとび、それを、乱れた国や政治のゆるんだ国にむかつて施した。そういう国は、君臣のあいだがしつくりとせず、上下の心が離れていて、政治の立てかたもよくない、だから謀略や詐術を施すことができたのである。いったい、仁徳のある人が上におり、下に仰がれている場合には、それは、子弟が父兄の身を守り、また手

足が頭や目を防いでいる關係に似ている。どうしてこういう国に、謀略や詐術をもって立ちむかっていけようか。隣国の民は、仁徳の国を望み見ては、それを歎ぶことと親戚に対するようであり、それを慕うこと、椒蘭のかぐわしさに対するようであるが、ひるがえって自分の国の君主に対して、火あぶりを恐れ、仇を憎むような気持でいるとするならば、人情として、誰がその悪むもののために味方し、その好むところのものを攻めたりすることがあろうか。だから桀のような暴君が、桀のような暴君を攻める時には、巧い拙いの余地がまだあるけれども、桀が堯のような聖人に謀略をしかけても、それは卵を石に投げつけるようなもので、どうして僥倖を期待することができようか。詩経に「武王載に旃り、虔しめるあり鉞を秉る、火の烈烈たるが如く、すなわち我をあえて遏むるなし」とあるが、それは、仁義の心をもつて民を安んずるものには、天下に敵するものがないという意味なのである。

注

(28) 「武王……遏むるなし」。

詩経商頌長發の詩で、武王すなわち殷の湯王が夏の桀王を討つさまを詠じたものとされる。

若齊之技擊、得一首則受賜金、事小敵脆、則媮可用也、事鉅敵堅、則渙然離矣、是亡國之兵也、魏氏武卒、衣三屬之甲、操十二石之弩、負矢五十个、置戈其上、冠冑帶劍、贏三日之糧、日中而趨百里、中試則復其戶、利其田宅、如此則其地雖廣、其稅必寡、其氣力數年而衰、是危國之兵也、秦人其生民也陘隄、其使民也酷烈、劫之以執、隱之以隄、犂之以賞慶、道之以刑罰、使其民所以要利於上者、非戰無由也、功賞相長、五甲首而隸五家、是最爲有數、故能四世有勝於天下、然皆干賞蹈利之兵、庸徒鬻賣之道耳、未有安制矜節之理也、故雖地廣兵彊、總總常恐天下之一合而共軋己也、至乎齊桓晉文之兵、可謂入其域而有節制矣、然猶未本仁義之統也、故齊之技擊、不可以遇魏之武卒、魏之武卒、不可以直秦之銳士、秦之銳士、不可以當桓文之節制、桓文之節制、不可以敵湯武之仁義、

ところが齊の技擊の兵などは、敵の首ひとつをとれば褒美の金をもらう⁽²⁹⁾。戦争が
ちいさく敵が弱ければ、それでも間にあわせにはなるが、戦争が大きく敵が強けれ

ば、散り散りばらばらになってしまふ。こんなのは亡びるにいたる国の兵である。次に魏の武卒は、三属の甲をきて、十二石の弩を手にもち、矢五十本を背負い、戈をその上におき、冑をつけ、劍を佩び、三日分の食糧をにない、一日に百里も行軍する。このテストに合格して武卒となれば、その家族の徭役は免除せられ、田地や宅地の税もとられない。このようであれば、領土は広くても税収は必ずすくなく、武卒の気力も数年で衰えてしまふ。こんなのは危きにいたる国の兵である。秦は民の生活を困窮状態におき、民の使いかたが苛酷であつて、これを権力でおびやかし、窮屈な法で拘束し、功があれば必ず褒賞をあたえ、負ければ必ず刑罰を加えることとし、民が上から利益を得ようとすれば、戦いによる以外には方法がないようにしむけた。そしていささかの功でもたてれば、必ず賞をもつて酬られるようになって、五つの甲首をとれば、五家を支配させるようにした。これは斉や魏に較べれば、最も術数に長けたものであつたから、秦は四代^{*}の間に、天下に勝を占めることができた。けれどもそれらはいずれも、褒賞や利益を目あてとする兵であつて、僱い人や商売人のやるやりかたにすぎず、民が国の規制に満足し、節義をたつとぶというすじ道などあり得ようもなかつた。だから領土が広く兵が強くても、天下がひとつとなつて、自分の国を蹂躪しはしないかと、いつもびくびく心配ばかりしていた。そこえいくと、斉の桓公や晋の文公の兵は、とにかく一応の水準に達して、節義も制度もあつたといふことができる。しかし、それでもなお仁義の本流にもとづいてはなかつた。だから斉の技撃の兵も、魏の武卒には敵わず、魏の武

*四代の在位。

孝 王 361—338 B. C.
 惠文王 337—311 B. C.
 武 王 310—307 B. C.
 昭襄王 306—299 B. C.

卒は秦の銳士に敵わず、秦の銳士は桓公や文公の節義と規制あるにはあたること
ができず、桓公や文公の節義と規制あるのも、湯王や武王の仁義あるのに敵うこと
はできない、と。

注

(29) 褒美の金。

刑法志には「受賜金」とあるが、荀子には「錙金を賜い贖う」とある。

(30) 三属の甲。

蘇林はこれを兜鍪・盆領・鞞として、如淳は上身・鞞・鞞繳であるとし、
師古もまたこれに従っている。

(31) 十二石の弩。

石の重さを算出する基礎になる銖や鎰について古来異説があり、明らかになしがた
い。

(32) 本文は「試にあたればその戸を復し、その田宅を利す」とあり、師古は、試にあたる
とは、これを試みて科条にあたるなり。復すとは、その賦税を免ずるをいうなり。田宅
を利すとは、その便利のところを給するなりと注している。

(33) あの孫武や呉起などは、……敵うことはできない。
以上は荀子議兵篇にもとづいている。

(未完)